なお、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクションⅠ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈱1）～3）　（略）

4）ショートを防止する措置をすること。

5）～11）　（略）

セクションⅡ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈱1）・2）　（略）

3）ショートを防止する措置をすること。

4）～16）　（略）

「967」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあってはセクションⅠの規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクションⅠ　（略）

セクションⅡ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈱1）・2）　（略）

3）ショートを防止する措置をすること。

4）～12）　（略）

「968」は、次の容器及び包装等を示す。

リチウム金属含有量が１ｇを超える単電池又はリチウム金属含有量が２ｇを超える組電池を包装する場合にあっては、セクションⅠAの規定を、リチウム金属含有量が１ｇ以下の単電池又はリチウム金属含有量が２ｇ以下の組電池を包装する場合にあっては、セクションⅠBの規定を満たすもの。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクションⅠA

次の基準を満たすこと。

（表　略）

なお、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクションⅠ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈱1）～3）　（略）

4）短絡を防止する措置をすること。

5）～11）　（略）

セクションⅡ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈱1）・2）　（略）

3）短絡を防止する措置をすること。

4）～16）　（略）

「967」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあってはセクションⅠの規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクションⅠ　（略）

セクションⅡ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈱1）・2）　（略）

3）短絡を防止する措置をすること。

4）～12）　（略）

「968」は、次の容器及び包装等を示す。

リチウム金属含有量が１ｇを超える単電池又はリチウム金属含有量が２ｇを超える組電池を包装する場合にあっては、セクションⅠAの規定を、リチウム金属含有量が１ｇ以下の単電池又はリチウム金属含有量が２ｇ以下の組電池を包装する場合にあっては、セクションⅠBの規定を満たすもの。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクションⅠA

次の基準を満たすこと。

（表　略）